

本当にいつでも解約できる？ 定期購入のトラブルにご注意！



ポイント



- インターネット通販で1回だけのつもりで定期購入の商品を注文したところ、解約する前に2回目の商品が届き、高額な代金を請求されたという相談が多数寄せられています。
- 「いつでも解約できる」と表示されていても、実際は「次回発送の△日前までに電話すること」などと解約できる期間や方法が限定されており、簡単には解約できない事例が多くみられます。インターネット通販で注文する際は、解約条件・方法を含め、契約内容をしっかり確認しましょう。
- 不安に思ったりトラブルになった場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

和歌山県消費生活センター ☎073-433-1551
〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

海草地域消費者生活相談窓口 ☎073-483-8777
〒642-8501 海南市役所3階 市民交流課内
平日9:30~16:00 (祝日・年末年始を除く)

※消費者ホットライン ☎^{いやや}188 でもお近くの相談窓口につながります。